

〔4〕 質問形式等について

1. 一般質問（代表質問を含む）における一問一答制

平成 16 年 6 月現在における全国 701 市の一般質問（代表質問を含む）への一問一答制の導入状況については表－45 のとおり。

再質問からは自席より一問一答というケースが大半であるが、個々具体的な運用については未調査であり、単に一問一答制採用の有無についての統計としている。

表－45 一般質問（代表質問を含む）における一問一答制導入について（701 市対象）

（単位：市）

区 分		一問一答制を 導入している	一問一答制を 導入していない	導入予定	その他
5 万未満 (225 市)	市 数	49	163	1	12
	構成比(%)	21.7	72.4	0.4	5.3
5～10 万 (232 市)	市 数	38	180	1	13
	構成比(%)	16.3	77.5	0.4	5.6
10～20 万 (124 市)	市 数	14	100	2	8
	構成比(%)	11.2	80.6	1.6	6.4
20～30 万 (43 市)	市 数	8	34	0	1
	構成比(%)	18.6	79.0	0	2.3
30～40 万 (28 市)	市 数	1	26	1	0
	構成比(%)	3.5	92.8	3.5	0
40～50 万 (18 市)	市 数	1	17	0	0
	構成比(%)	5.5	94.4	0	0
50 万以上 (18 市)	市 数	1	17	0	0
	構成比(%)	5.5	94.4	0	0
指定都市 (13 市)	市 数	1	12	0	0
	構成比(%)	7.6	92.3	0	0
計 (701 市)	市 数	113	549	5	34
	構成比(%)	16.1	78.3	0.7	4.8

一問一答制を導入しているのは次の 113 市である。

三笠	歌志内	北上	岩沼	寒河江	長井	福島	いわき	糸魚川	両津
魚津	武生	小浜	大野	須坂	小諸	中野	小金井	国分寺	粕江
武蔵村山	稲城	あきる野	中野	川崎	逗子	厚木	大和	南足柄	山梨
つくば	足利	栃木	矢板	草加	戸田	和光	幸手	習志野	鴨川
鎌ヶ谷	四街道	袖ヶ浦	裾野	一宮	犬山	江南	尾張旭	関	高石
藤井寺	交野	向日	長浜	草津	豊岡	龍野	新宮	御坊	橋本
米子	益田	新見	下関	防府	小野田	光	長門	小松島	宇和島
飯塚	柳川	甘木	筑後	八女	豊前	春日	大野城	太宰府	唐津
伊万里	武雄	長崎	佐世保	島原	福江	平戸	松浦	水俣	宇土
別府	中津	竹田	宇佐	都城	日南	小林	日向	串間	西都
えびの	鹿児島	鹿屋	名瀬	枕崎	指宿	西之表	石垣	宜野湾	名護
山県	周南	宗像							

① 表-45 のその他の事例については以下のとおり。

函館	再質問から、一問一答制を認めている。
紋別	試行として一問一答制を実施している
むつ	概ね 1 時間の範囲内で質問回数は制限ないため一問一答も可。
横手	質問回数は 3 回が原則であるが、現在、試行していないので一問一答になる場合がある。
白河	質疑に導入している。
上越	議員の判断により、再質問以降で一問一答方式を採用して行うことができる。
十日町	再質問からは一問一答制を行う
村上	代表質疑は一問一答制
羽村	検討中
鎌倉	・ 一般質問については一問一答制。 ・ 代表質問については一括質問、一括答弁としている。
海老名	時間制を採用し、その中で自由に質問、答弁を行う。
土浦	検討中
日光	再質問から一問一答も可としている。
大田原	再質問から一問一答制
黒磯	一般質問は 1 回目にすべての項目について質問するが、回数制限がないため 2 回目以降は一問一答が可能。 代表質問は一問一答ではない。
入間	再質問以降の質問に、一問一答制を導入している。

日高	一括質問一括答弁方式・一問一答方式・併用方式（一括質問一括答弁方式と一問一答方式の2方式を併用する）の3つの中から選ぶ。※平成17年3月定例会まで試行中
館山	再質問から1問1答制を導入
八街	再質問のみ一問一答制
松阪	再質問から一問一答制を認めている。
熊野	一括質問個別答弁方式を導入
大東	平成16年6月より一般質問は一問一答制と一括質問制の選択方式としている
阪南	変則的な一問一答制。
近江八幡	16年6月定例会より、再質問以降一問一答の予定
宇部	再質問以降は一問一答制で行っている。
中間	再質問は一問一答制
諫早	一問一答にするかは議員の自由としている
国分	1回目は登壇し一括質問し一括答弁。2回目以降は自席から大項目ごと一括質問を行っている。

2. 一般質問（代表質問を含む）における質問回数の制限

平成 16 年 6 月現在における全国 701 市の一般質問（代表質問を含む）の質問回数制限の有無については表－46 のとおり。（複数回答）

表－46 一般質問（代表質問を含む）における質問回数の制限について

（701 市対象、複数回答）（単位：市）

区 分		質問回数を制限 している	質問回数を制限 していない	その他 (時間を制限している等)
5 万未満 (225 市)	市 数	137	31	106
	構成比(%)	60.8	13.7	47.1
5～10 万 (232 市)	市 数	152	37	100
	構成比(%)	65.5	15.9	43.1
10～20 万 (124 市)	市 数	82	15	54
	構成比(%)	66.1	12.0	43.5
20～30 万 (43 市)	市 数	29	7	20
	構成比(%)	67.4	16.2	46.5
30～40 万 (28 市)	市 数	24	2	13
	構成比(%)	85.7	7.1	46.4
40～50 万 (18 市)	市 数	12	1	10
	構成比(%)	66.6	5.5	55.5
50 万以上 (18 市)	市 数	14	2	9
	構成比(%)	77.7	11.1	50
指定都市 (13 市)	市 数	11	1	2
	構成比(%)	84.6	7.6	15.3
計 (701 市)	市 数	461	96	314
	構成比(%)	65.7	13.6	44.7

① 表－46 のその他回答については以下のとおり。

函館	質問回数は制限していないが、発言は質問・答弁あわせた往復時間制で発言時間を制限している。代表質問は、3 人以上の会派に認め、会派人数によって異なるが 90 分～120 分。一般質問は、他の議員に割り振りできない議員持時間（1 人 60 分）と同会派内に割り振りできる会派持時間（議員数×20 分）があり、最大発言時間は、1 人 100 分以内。
旭川	25 分間以内（代表質問 40 分間以内）

北見	時間を制限している
苫小牧	質問回数は3回以内で時間は60分以内。ただし、会派等の持ち時間の範囲
稚内	持ち時間制～1人年間40分×会派人数＝会派持ち時間
芦別	時間制限あり、質問回数制限なし
江別	1回目・・・30分 2回目・・・1回目の質問時間以内 3回目・・・2回目の質問時間以内
紋別	会議規則では制限しているが、現在試行中の一問一答制では時間の制限のみ
登別	議員1人45分（答弁含まず）
伊達	質問時間30分以内で、質問回数は3回以内。ただし、議長が特に認めた場合4回まで。
釜石	答弁を含めて1時間以内
花巻	答弁を含み60分以内。関連質問は同会派の議員一人のみ。答弁含み10分以内。
二戸	時間を制限している
石巻	答弁を含めず1人30分以内 ※施政方針に対する質疑（会派代表制）答弁を含めず1人50分以内
塩竈	答弁を含め概ね1時間
気仙沼	質問回数は登壇分を含み計3回までとし、一般質問は質問答弁を合わせて1時間以内 代表質問は2時間以内
名取	答弁を除き1人40分以内（再質問を含む）
多賀城	1回目の質問は30分以内
岩沼	質問時間を制限している。（40分間）
横手	※答弁を含め70分間、質問回数は3回が原則であるが、現在、試行的に回数制限していない。
本荘	時間を制限している
湯沢	時間を制限している。
鹿角	時間を60分、90分の2段階に設定している（質疑応答込み）
村山	代表質問は時間と回数共に制限している
長井	60分以内
天童	会派に対し時間制限をしている
東根	時間を制限している。
南陽	第1回目の質問は20分とし、再質問は2回までとする。
須賀川	質問時間45分
新潟	第1回目の質問は30分以内
上越	質問時間（1人30分以内）を制限している
三条	質問回数と時間を制限している。

柏崎	1 人 30 分以内（答弁含めず）
小千谷	1 回目（登壇しての質問）のみ 30 分以内とする。
十日町	一人一時間以内の時間制限を行っている
燕	答弁を含めて 90 分以内
新井	質問時間を制限（一人 20 分以内）
五泉	1 人 40 分
両津	一般質問・・・答弁を除き 45 分以内 代表質問・・・1 人会派 15 分以内、3 人以内会派 20 分以内、4 人以上会派 30 分以内
黒部	・代表質問 90 分／会派　・個人質問 60 分／人　・通告によらない関連質問 30 分／人
七尾	質問時間を制限している
松任	時間を制限している。
武生	代表質問は会派人数により時間配分 一般質問は一人 50 分以内（答弁含む）
小浜	時間制限：1 時間
鯖江	時間は答弁を含め 60 分以内。一般質問は回数無制限、代表質問は回数制限。
長野	時間制限
須坂	回数は制限なし、質問時間は 30 分以内
中野	質問時間を 1 時間以内としている。質問回数は無制限。
武蔵野	一般質問：本質問 20 分。再・再々質問計 10 分。答弁の時間制限はない。 代表質問：5 分×会派人数。30 分未満の場合は 30 分保障。再・再々質問は良識の範囲内。答弁の時間制限はない。
三鷹	所属議員 3 人以上をもって構成する会派（交渉団体）をベースとする基礎時間・1 人当たり持ち時間合算方式により、質問時間を定めている。
青梅	時間と回数を制限している（1 人 40 分以内　4 回まで、答弁を含まず）
府中	質問時間制限
調布	1 人あたり質問・答弁を含めて 60 分以内。※平成 16 年 6 月から。
町田	質問時間と答弁時間の合計を 60 分間に制限している。
小金井	議員一人当たりの質問・答弁を含んでおおむね 1 時間以内とする
東村山	一般質問、議員一人 20 分限度・再々質問まで 代表質問、特になし
国立	質問回数は制限していないが、時間のみ（1 時間以内）制限がある。
東大和	100 分以内
東久留米	議会運営に関する申合せにより、1 人 60 分（答弁を含む）としている。
稲城	質問のみ 45 分以内、一問につき、再質問 2 回まで

羽村	時間を制限している
中央	会派持ち時間制を導入している
港	申し合わせによる時間制限
新宿	時間を制限している。
江東	時間を制限している
品川	時間を制限
世田谷	10 分（答弁含まず）
渋谷	時間を制限している
中野	時間を制限している
荒川	・ 会派持ち時間＝単年度 1 人あたり 40 分×会派人数 ・ 1 回の質問は 30 分以上 60 分以内 ・ 質問は 3 回まで
板橋	時間制を導入している。再質問は避けることが望ましいとしている。
練馬	時間は概ね質問 25 分、答弁 20 分。答弁・再質問を含め、45 分以内。
足立	各会派持ち時間制をとっている。
葛飾	時間制限
横須賀	質問時間を制限している
鎌倉	一般質問は質問回数の制限はないが、質問・答弁を含め 2 時間以内を努力目標としている。また、代表質問は一括質問・一括答弁で再質問は 3 回以内としている。
秦野	一般質問は答弁を含めて 60 分 代表質問は答弁を含めて 1 会派 60 分に所属議員 1 人につき 10 分加算
厚木	再質問を含め、1 人 50 分以内
海老名	時間を制限している
南足柄	一般質問は答弁を含め一人当たり 60 分以内
綾瀬	時間を制限している
山梨	質問時間内であれば何度でも可能
土浦	質問回数及び時間を制限している
牛久	時間を制限している。
つくば	一般質問・質問のみ 30 分
ひたちなか	時間 一般質問・・・答弁を含め 60 分を目処とし最大 90 分 代表質問・・・無制限
足利	質問時間は 1 人 40 分以内とする。
栃木	1 人 30 分以内
鹿沼	答弁を除いて概ね 1 時間
日光	時間を制限 30 分

黒磯	一般質問は、時間 40 分以内で回数制限は特にない。 代表質問は、時間 30 分以内で回数 3 回まで。
高崎	一般質問の発言時間は質問者 1 人につき 25 分以内とする。ただし、質問時間は質問者 1 人につき答弁を含め 45 分とする。
秩父	一般質問の発言時間は 35 分以内とする（答弁時間を含まず）
春日部	質問回数は 3 回までとし、答弁を含め 1 時間以内
上尾	時間を制限
越谷	2 時間目途
戸田	質問時間を 40 分に制限している。
鳩ヶ谷	回数及び時間を制限している。
和光	3 月・12 月定例会 40 分 6 月・9 月定例会 30 分（質問のみ） 施政方針に対する代表質問 45 分（質問のみ）
新座	時間を制限している
北本	時間を制限している
八潮	概ね 1 時間までとしている。
富士見	答弁を含め、1 人 90 分以内
三郷	質問時間 35 分以内
日高	60 分以内
市川	時間制限 答弁を含めてひとり 60 分以内
旭	質問時間 40 分 合計時間 90 分
鴨川	1 人質問、答弁を含んで 60 分以内
富津	代表質問・・・関連を含め 120 分以内 個人質問・・・答弁を含め 60 分以内
四街道	一般質問・・・質問のみ 30 分、代表質問・・・質問のみ 40 分+（会派人数-1）×5 分
八街	会派持ち時間制（一人 40 分）
印西	会派代表=90 分+（10 分×代表質問者 1 人及び個人質問をした者を除く会派人数） 個人質問=60 分
白井	30 分（答弁時間は含まない）
浜松	・一般質問は各会派の各年度の持ち時間（@10 分×会派所属議員数）内で行う。交渉団体（4 人以上の会派）でない会派は所属議員 1 人につき 1 年 1 回 30 分以内の質問を認める。 ・代表質問は 1 人 30 分以内とする。ただし、やむを得ない場合は 5 分以内の延長を認める。
沼津	答弁を除き議員 1 人 20 分以内とする。ただし会派所属議員 2 人以上の場合は会派の所属人数に応じ、発言者の所要時間を会派内で適宜配分することを認める。

三島	時間を制限している。
伊東	一般質問は 60 分以内、代表質問は 90 分以内（いずれも答弁時間を含む）としている。
富士	質問回数のほかに時間の制限を設けている
袋井	質問時間を制限している。
名古屋	議案外質問・・・制限していない。 代表質問・・・制限している。 （個人質問・・・制限している） ※なお時間については会派別持ち時間制による。
岡崎	時間を制限している。
江南	質問回数及び時間を制限している。
尾張旭	時間を制限している
日進	時間を制限している
津	質問の持ち時間制を導入しており、持ち時間内であれば質問回数に制限は設けていない。
四日市	（申し合わせにより）議員一人当りの発言時間は一定例会において、答弁を含め 1 時間以内とする。
名張	時間制限
鳥羽	40 分以内（答弁を含まない）
熊野	答弁を含め 60 分以内の時間制限
久居	1 人 2 時間以内
関	時間を制限している（1 時間）
貝塚	一般質問は制限している（3 回まで） 代表質問は制限なし
寝屋川	質問のみで 40 分間、回数制限なし
松原	時間を制限している
大東	一括質疑制 ～3 回 一問一答制 ～制限していない
和泉	質問時間は答弁を含め 60 分以内。但し、議長の許可を得た場合、30 分延長可能
羽曳野	時間制限（30 分を超えることが出来ない。）
門真	※代表質問は、再質問を含めおおむね 1 時間としている。 ※一般質問は、再質問を含め概ね 20 分間としている。
摂津	一般質問・・・会派所属議員 1 人あたり 10 分で会派総時間を算定し、会派で質問者ごとの割当時間を調整する。質問者 1 人あたりの割り当て時間は 10 分以上、1 分刻み。答弁の時間は含まない。無所属議員は 10 分。 代表質問・・・会派所属議員 1 人あたり 5 分及び各会派 20 分で算定する。
高石	会議規則では回数制限をしているが、時間制限をしているため実態は無制限

泉南	一般質問、代表質問とも質疑・答弁を含め1人60分
四條畷	答弁を含まず30分以内
阪南	一人答弁を含め、60分以内。
綾部	1回30分以内
八幡	代表質問・・・質問のみで2人会派が30分、1人ふえるごとに10分を追加。 一般質問・・・質問のみで60分以内（但し、代表質問のある会期は20分）
大津	時間の制限をしている（一般質問：1回目30分、2回目10分、3回目5分以内）
近江八幡	16年6月定例会より、回数制限なしの予定。時間制限のみ。
栗東	質問時間は30分以内（時間計測）
明石	時間を制限している
相生	時間制限あり（1人20分とし、各会派人数分を乗じた時間）
豊岡	40分間
加古川	回数は制限していないが、時間は制限している。
奈良	※代表質問は、1会派60分まで（答弁を含む） 個人質問は、1人10分（答弁を含む）に会派人員を乗じて得た時間を会派に割り当てる。無所属議員は1年度40分（答弁を含む）とする。
五條	質問、答弁を含め90分以内
生駒	時間を制限している（質問のみ30分）
香芝	答弁を含まず40分
和歌山	代表質問のみ1会派20分プラス所属議員1人につき1分として時間制限している
海南	答弁を含まず70分
橋本	発言は1人60分（答弁を含む）とし、会派所属議員数を乗じて時間割り当て
米子	時間を制限している。（1人当たり発言時間30分以内）
倉吉	時間を制限している。（答弁を含まず）
出雲	質問・答弁を含めて60分以内とし、年間持ち時間を180分としている
益田	120分（試行）
平田	60分以内、年間240分以内
岡山	時間制限有
倉敷	代表・・・時間制限なし 一般・・・1人30分以内（答弁含まず）
笠岡	申し合わせにより、答弁を含めて概ね1時間以内
備前	質問1回につき30分以内（申し合わせ）
因島	・一般質問答弁を含めて1時間30分以内とする。 ・総体質問答弁を含め2時間以内とする。
庄原	時間制限1人1時間。回数は議長特例により制限していない。
竹原	答弁を含め2時間を限度とし、回数制限はしない

東広島	(一般) 当初の発言は 30 分以内とし、再質問は 3 回までで答弁を含め一人 60 分以内。一議員につき年 2 回を限度とする。 (代表) 当初の発言は 40 分以内とし、再質問は 3 回までで答弁を含め持ち時間（会派に 60 分を配分し、さらに会派の議員数から 1 を減じた数に 15 分を乗じた時間を加算した時間）の範囲内。2 人以上の会派を対象
下関	・一般質問…答弁を含め 1 時間以内 ・代表質問…答弁を含め 2 時間以内
宇部	時間により制限している。
山口	質疑 3 回、発言時間 1 時間
小野田	時間制限あり（答弁含め 70 分）
美祢	答弁を含めて 1 時間以内
鳴門	理事者答弁合わせ 60 分
小松島	時間制限は答弁を含めて 90 分
高松	招集日の 3 日前の議会運営委員会において発言時間の総枠を定め、それを会派所属議員数で案分した時間と一会派一律 2 時間を加算した時間を、代表質問・質疑・一般質問・討論を合わせた会派の持ち時間としている。 無所属議員は、一会期を通じ、1 時間 30 分以内とする。 1 回当たりの発言は、代表質問 50 分、一般質問 30 分を目安とするよう会派間で申し合わせている。
丸亀	一般質問 20 分 代表質問 30 分
さぬき	時間制限あり 一般質問 20 分 代表質問 50 分
東予	質問時間 1 人 20 分以内。会派内での持時間の調整は可能。
宿毛	発言時間を 90 分（答弁を含む）以内の制限している。但し、発言回数は制限していない。
土佐清水	時間制限あり（質問概ね 1 時間）
須崎	質問回数は制限していないが、時間は 1 人 1 時間以内（答弁含）
福岡	会派毎の持ち時間制
大牟田	回数の制限はないが、1 回の質問時間（答弁含む）は個人 70 分、代表 90 分。 議員 1 人の年間持ち時間を 140 分としている。
甘木	60 分以内
行橋	発言時間は答弁を含めて 70 分以内
筑紫野	質問時間は 30 分以内
大野城	30 分
太宰府	時間を制限している（代表質問・一般質問）
前原	1 人 1 時間
唐津	1 人 70 分以内（答弁時間含む）

鹿島	100 分（答弁含）
長崎	時間を制限している
島原	答弁を含め 1 時間程度
諫早	代表質問及び一般質問とも答弁を除き 30 分
大村	答弁、再・関連質問等を合わせて 1 人当り 1 時間以内
福江	質問のみで 45 分以内（回数の制限は無し）
松浦	（答弁時間を除き 1 人 45 分以内）
熊本	制限時間は答弁を含まず 90 分で登壇回数の制限はない。
八代	※同一質問について質問回数は 2 回までとなっているが、質問答弁含めて 60 分の時間制限をしているので、時間内であれば議長は許可している。
宇土	質問時間 60 分以内
別府	・質問は 3 回と定められているが、慣例（議長の許可）により制限していない。 ただし、発言時間（答弁を含む）は、60 分に制限している。
中津	答弁を含んで 1 人 70 分
日田	1 人 60 分以内
小林	質問時間 1 人 40 分以内の持ち時間で質問する
日向	35 分（質問時間のみ）
えびの	時間を質問・答弁で 70 分としている。
川内	質問回数 3 回まで、質問時間 45 分以内
串木野	質問回数は 3 回とし、発言時間は答弁時間を含めず 60 分以内とする。
加世田	質問のみ 40 分以内
西之表	同一趣旨の質問については 3 回まで
那覇	時間制限有
宜野湾	答弁を含めず 30 分以内の時間制限
糸満	答弁を含まず 25 分以内で、回数は制限なし
千曲	時間制限有
宗像	答弁を含め 55 分（一般質問）、質問時間のみ 15 分+5 分×会派構成人数 最大 40 分以内（代表質問）

3. 一般質問（代表質問を含む）における質問形式

平成 16 年 6 月現在における一般質問（代表質問を含む）の質問形式は表－47 のとおり。
対面場所及び質問席（発言席）設置の状況については把握していない。

表－47 一般質問（代表質問を含む）における質問形式について（701 市対象）（単位：市）

区 分		市長部局と対面方式をとっている（再質問からの対面方式を含む）	市長部局と対面方式をとっていない	対面方式の導入を予定している	その他
5 万未満 (225 市)	市 数	126	83	1	16
	構成比(%)	56.0	36.8	0.4	7.1
5～10 万 (232 市)	市 数	127	86	3	16
	構成比(%)	54.7	37.0	1.2	6.8
10～20 万 (124 市)	市 数	58	61	1	4
	構成比(%)	46.7	49.1	0.8	3.2
20～30 万 (43 市)	市 数	20	19	0	4
	構成比(%)	46.5	44.1	0	9.3
30～40 万 (28 市)	市 数	6	19	1	2
	構成比(%)	21.4	67.8	3.5	7.1
40～50 万 (18 市)	市 数	2	15	0	1
	構成比(%)	11.1	83.3	0	5.5
50 万以上 (18 市)	市 数	4	13	0	1
	構成比(%)	22.2	72.2	0	5.5
指定都市 (13 市)	市 数	4	7	0	2
	構成比(%)	30.7	53.8	0	15.3
計 (701 市)	市 数	347	303	6	45
	構成比(%)	49.5	43.2	0.8	6.4

① 表－47 のその他の事例については以下のとおり。

美唄	1 回目は演壇から行うため対面方式にはならない（市長部局と同列）。2 回目以降は自席のため対面方式。
青森	1 回目の質問は演壇にて議員に向かって行い、2、3 回目は自席で行っている。総括質疑については自席で行っている。
釜石	再質問を議席から
上山	1 問目登壇、2 問目自席

村山	1 回目は登壇して行い、再質問は自席で行う。
福島	・代表質問（総括質問方式）は、対面方式ではない（ただし、再質問以降は自席で行う） ・一般質問（一問一答方式）は、対面方式をとっている
いわき	一般質問と代表質問の再質問時に対面方式をとっている。代表質問の初回時は、対面方式をとっていない。
小千谷	1 回目は登壇、2 回目以降は自席
須坂	質問席と登壇からの選択
調布	再質問は自席から理事者に向かって行う。
国立	最初の質問については登壇し、その後は対面方式
福生	検討中
中央	※質問者、答弁者ともに演壇において発言するが、最後の質問の際に自席において発言する場合がある
鎌倉	一般質問は全て対面式で実施。代表質問は登壇して実施。
茅ヶ崎	1 問目は演壇で質問し、2 回目以降は自席で質問する。
南足柄	最初の質問、答弁は登壇し演台で行う。再質問からは市長部局と対面方式。
綾瀬	1 回目の質問は演壇（対面方式ではない。）で行い、2 回目からは自席で行う。
土浦	検討中
黒磯	1 回目は登壇するため、対面方式ではない。 2 回目以降は、自席で発言するので対面方式となる。
千葉	質問中、1 回目は登壇（非対面）、2・3 回目は自席（対面）
銚子	1 回目の質問のみ非対面式、2 回目以降は対面式
鴨川	1 回目は登壇で、2 回目以降は自席で市長部局と対面して行う
富津	1 回目の質問は登壇するので対面方式をとっていないが、2 回目以降の質問は自席での質問なので対面方式となる。
八街	初回は登壇し、再質問については自席で行う。
名古屋	質問の第 1 回目は演壇、2 回目以降は自席で行っており、左から理事者席・演壇・議員席のような配席となっている
岡崎	一次質問は登壇して行うため対面方式ではないが、二次質問以降は、自席で行うため、対面方式である。
伊勢	登壇のうえ、議員側に向かって質問を行い、再質問以降は自席から市長部局に対面して行うことになる
堺	1 回目の質問は登壇するので対面方式によらないが、2 回目以降は自席で行うため対面方式となる。
大東	1 回目は演壇、2 回目以降は自席
交野	代表質問については登壇

亀岡	一括質問：1 回目は対面方式をとっておらず 2.3 回目は対面方式 一問一答：1 回目から対面方式
八幡	(右図参照) 1 回目の質問は演壇で行い、再質問は自席で行う。
天理	3 回の質問のうち 2・3 回目は対面
有田	完全ではないが対面方式に近い形式
米子	登壇して行う 1 回目の質問のみ議席側を向いて行う。
安来	最初の質問・答弁は登壇 再質問はそれぞれ自席で
高梁	1 回目は登壇（演壇席）し、2 回目以降は自席で発言する
新見	再質問から自席で（完全ではないが対面式）
竹原	1 回目の質問は登壇し、2 回目以降は議席で行う
土佐	再質問から完全ではないが、対面方式に近い形式（斜めから）をとっている
人吉	2 回登壇、以降は自席から行っている。
石垣	1 回目は登壇のため対面なし、2 回以降は、執行部と対面し、自席より質問する。
糸満	最初の質問は演壇で行い、再質問からは議席からの対面方式